

議員提出議案第2号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年3月26日提出

提出者	朝霞市議会議員	野本 一幸
賛成者	朝霞市議会議員	利根川 仁志
賛成者	朝霞市議会議員	福川 鷹子
賛成者	朝霞市議会議員	須田 義博
賛成者	朝霞市議会議員	遠藤 光博
賛成者	朝霞市議会議員	山口 公悦
賛成者	朝霞市議会議員	大橋 正好
賛成者	朝霞市議会議員	本田 麻希子
賛成者	朝霞市議会議員	佐久間 ケンタ

朝霞市議会議長 様

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例（昭和50年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「これを公開する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。